任意団体

印旛沼イメージソング「Home Town」プロジェクト実行委員会

会則

（名 称）

第１条 本組織は、印旛沼イメージソング「Home Town」プロジェクト実行委員会と称する。

（事務局の所在地）

第２条　この組織の事務局は、株式会社高千穂ネットワーク（佐倉市田町74-1）内に置く。

（目的及び組織）

第３条 本組織は、印旛沼の環境浄化を流域住民に啓蒙することを目的とする。

（事 業）

第４条 本組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１） 印旛沼での思い出を収めた写真を公募するコンテストの実施

（２） イメージソング「Home Town」のミュージックビデオの制作

（３） 千葉県内各地における写真展の開催

（４） WEB上での情報発信やPRキャンペーン

（５）　企業協賛、市民参加促進に関する活動

（６）　その他、印旛沼浄化促進活動に関する活動

（会員及び会費）

第５条　本組織は、本組織の目的に賛同し、総会において入会を承認された個人を会員として組織する。

２　本組織の会費は、無料とする。

（役 員）

第６条 本組織に次の役員をおく。

代表　１名、会計　１名

（役員の選出）

第７条 代表・会計は、総会において選出する。

（役員の任期）

第８条 役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）

第９条 代表は、本組織を代表して会務を掌る。

２　会計は、本組織の会計を担う。

（経　費　等）

第１０条 本組織の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

２　会員が代表の承認を経て事業を実施した際は、その会計内容を明確にし、会へ速やかに報告すること。

（禁止行為）

第１１条　本組織の会員およびプロジェクト参加者は以下の行為を禁止する。

　１）代表の承認をとらずに有償の事業活動や募金活動を行うこと

　２）市民に対してプロジェクトへの参加を強要すること

　３）活動内で政治や宗教、ビジネスに関する勧誘行動をすること

　４）賛同施設に対して礼を失した行動をとること

　５）その他、公序良俗に違反するような行為を行うこと

（免　　責）

第１２条　会員がプロジェクト内の事業または事業外において、その会員の責によりトラブルを発生させた場合は、会員自身の責任によって解決にあたること。

（事業年度）

第１３条 本組織の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（そ　の　他）

第１４条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

　附 則

　本会則は、平成２５年４月１日より施行する。